

知的財産の活用 No. 90 (金魚の電話ボックス) 2018-10

電話ボックスは日本でもあまり見かけなくなりましたが、中古の電話ボックスを利用して水槽としそこに元気に金魚が泳いでいる「金魚の電話ボックス」が金魚の養殖が盛んで金魚の町と呼ばれる奈良県大和郡山市の商店街内に設置されていたそうです(写真左、産経ニュース、180919)。

これに対し、福島県いわき市の現代美術家、山本伸樹氏は「金魚の電話ボックス」は自身の作品(写真右、同上)に似ているとし、該商店街の組合を相手取り、330万円の損害賠償などを求め奈良地裁に提訴したというニュース(同上)がありました。訴状等は見えていないので詳しいことはわかりませんが、おそらく山本氏は自身の作品の著作権侵害を問題にしていると思われれます。

さて、「金魚の電話ボックス」の著作権侵害は成立するのでしょうか。米国著作権法に基づいて考えてみたいと思います。

まず、著作権では有形の表現媒体に固定されている (**fixed in any tangible medium of expression**) ものが保護され、アイデアやコンセプトは保護されません。従って、電話ボックスを金魚鉢にすることは私が考えたアートなので、誰も許可なく電話ボックスを金魚鉢として使うことはできない、ということにはなりません。電話ボックスを金魚鉢にすることはアイデアであって、有形物に具体的に表現された造形ではありません。保護されるのは、そのアイデアに基づいて実際に造形されたもの自体です。従って、著作権侵害かどうかを判断するには、造形されたもの同士を比較する必要があります。

それでは左の写真(商店街の作品)と右の写真(山本氏の作品)を比較してみましょう。写真は鮮明ではありませんが、天井の枠の色、公衆電話の色、水の深さ(左はほぼ天井まで、右は下から4分の3程度の高さ)、泳いでいる金魚の数、大きさ、等が異なり、電話ボックスを金魚鉢に使う発想は同じでも具体的表現が異なっており、従って、著作権上は同じとは言えません。アイデアに排他権、独占権を付与すれば、「表現の自由」が侵害されることになります。

なお、訴訟では、たとえ作品同士が類似しているとしても、それだけで著作権侵害が成立するわけではなく、訴えた側は、相手が自分の作品を実際に真似したことを立証する責任があり、簡単にはいきません。

ニュースによると山本氏は今回の訴訟では「撤去を望んでいたわけではなく、作品の著作権を認めてもらうことが目的。著作権を侵害され、苦悩している美術家は少なくない」と主張しているようですが、うまくいかないと思われます。逆に、著作権侵害とならないものを侵害とあるとあって、ビジネスを妨害すれば、逆に損賠償請求をされることもあり得るので、注意が必要です。



(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)